# 居宅介護支援重要事項説明書

<令和7年9月1日現在>

## 1 居宅介護支援事業者(法人)の概要

名称・法人種別	合同会社Zebra		
代表者名	渡邉 規代		
所在地・連絡先	(所在地) 京都市伏見区深草東伊達町30番地12		
	(電話) 075-644-1237		

## 2 事業所の概要

# (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	居宅介護支援事業所 ぜぶら		
所在地・連絡先	(所在地)京都市伏見区醍醐西大路町1番地6		
	(電話) 075-634-8810		
	(FAX ) 050-3730-8868		
事業所番号	2670918313		
管理者の氏名	渡 邉   規 代		

## (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	区分		常勤換算後	職務の内容
(人人 日 V ) (八 ) (八 )	(人)	常勤(人)	非常勤(人)	の人数(人)	194 200 45 1 1 70
管 理 者	1	1	0	0.2	従業者の管理、業務
					の管理
介護支援専門員	1	1	0	0.7	居宅介護支援業務
事務職員等	0	0	0	0	事務業務

#### (3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	伏見区醍醐支所管轄地域
	伏見区深草支所管轄地域
	山科区名神高速道路より南側地域、地下鉄東西線より
	西側かつ新十条通より南側地域

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

#### (4) 営業日等

営業日	営業時間		
月曜日~金曜日	9:00~17:00		
27/, 21/4, 2 /2			

# | 営業しない日 | 土曜日・日曜日・祝祭日・8月13日~8月16日・12月29日~1月3日

#### 3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法等

- ア 居宅サービス計画 (ケアプラン) の作成
- イ 要介護等認定の申請代行
- ウ 給付管理業務
- エ 相談業務、サービス事業所との連絡調整、実施状況・利用者状況の把握・評価

#### 4 費用

#### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1箇月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

#### ・当事業所の地域区分は5級地です。(単価 : 10.7円)

区分	取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
I	45件未満	1 1,6 2 0 円/月	15,097円/月
П	45件以上60件未満	5,820円/月	7, 532円/月
Ш	60件以上	3,488円/月	4,515円/月

※ⅡとⅢについて:45件以上の部分について算定

# ・加算項目

正 パッ和田利人	
サービス利用料金	算定回数など
3,210円/月	1月につき
2,675円	利用者が病院または診療所に入院した日の内に必要な
	情報提供を行った場合(1月につき)
2, 140円	利用者が病院または診療所に入院した日の翌日又は翌
	々日に必要な情報提供を行った場合(1月につき)
4,815円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以
	外の方法により1回受けた場合(入院または入院期中
	1回を限度)
6,420円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスに
	より1回受けた場合(入院または入所期間中1回を限
	度)
6,420円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス
	以外の方法により2回以上受けた場合(入院または入
	所期間中一回を限度)
8,025円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以
	外の方法により2回受けた(うち1回はカンファレン
	スによる)場合(入院または入所期間中1回を限度)
9,630円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以
	外の方法により3回以上受けた(内1回はカンファレ
	ンスによる)場合
	(入院または入所期間中1回を限度)
5 3 5円	利用者1人につき1月に1回が限度
	2,675円 2,140円 4,815円 6,420円 8,025円 9,630円

#### (2) 交通費

2の(3)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は徴収しません。

#### 5 事業所の特色等

#### (1) 事業の目的

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

#### (2) 運営方針

- ① 要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力 に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援する。
- ② 利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- ④ 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者 指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。
- ⑤ 利用者の人権の擁護、虐待からの擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行ない、従業者に対し研修を実施するなどの措置を講じる。
- ⑥ 指定居宅介護支援を提供するにあたり、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し適切か つ有効に行うよう努める。
- ⑦ 「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」、「(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (3) その他

事 項	内 容
アセスメント (評	居宅サービス計画ガイドライン(全国社会福祉協議会)方式により利
価) の方法及び事	用者様の直面している課題等を評価し、利用者様に説明のうえ、ケア
後評価	プランを作成します。
	また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(
	居宅サービス報告書)に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

#### 6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所利用者様相談窓口	受付時間:月曜日~金曜日
窓口責任者 渡邉 規代	9:00~17:00
	電話番号:075-634-8810
京都市伏見区醍醐支所 健康長寿推進課	受付時間:月曜日~金曜日
	8:30~17:00
高齢介護保険担当 	電話番号:075-571-6471
	受付時間:月曜日~金曜日
京都市伏見区深草支所 健康長寿推進課	8:30~17:00
高齢介護保険担当	電話番号: 075-642-3603
	受付時間:月曜日~金曜日
京都市山科区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	8:30~17:00
	電話番号: 075-592-3290
	受付時間:月曜日~金曜日
京都府国民健康保険団体連合会	9:00~12:00 13:00~17:00
介護保険課 介護管理係 相談担当	電話番号:075-354-9090

#### 7介護サービス第三者評価の実施

実施有無:無

#### 8 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行います。

利用者の主治医及び関係医療機関との間で利用者の疾患を踏まえた迅速・ 円滑な支援ができるよう、医療保険証やお薬手帳などに、当事業所名や介護 支援専門員の名刺を張り付けるなどの対応をお願いいたします。

#### 9 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について事業者はサービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

- (2) 個人情報の保護について事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で用いません。
- (3) 利用者等が参加せず、医療介護の関係者のみで実施する会議について、「医療・介護の関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」および医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして行います。また、会議の開催方法として、参集にて行うもののほかに、テレビ電話装置等を活用し実施する場合もあります。利用者等が参加して実施する会議についても、同意を得た上でテレビ電話装置等を活用して実施する場合もあります。
- (4) 事業者は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

#### 10 利用者自身によるサービスの選択と同意

利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料などの情報を適正に提供します。

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることができることを説明します。

#### 11 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業所の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

12 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、感染症の予防及びまん延防止のための研修、訓練を定期的に実施します。感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底します。

#### 13 虐待の防止

事業所は、虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための研修を定期的に 実施します。虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待防止のための対 策を検討する委員会を定期的に開催し、介護支援専門員に周知徹底します。 居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、居宅介護 支援のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

説明年月日: 年 月 日

事業者 住 所 京都市伏見区深草東伊達町 3 0 番地 12

事業者(法人)名 合同会社 Zebra

事 業 所 名 居宅介護支援事業所 ぜぶら

(事業所番号) 2670918313 代表者名 渡邉規代

説明者 職 名 担当介護支援専門員

氏名 渡邉 規代

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人 住 所

氏 名

(署名・法定) 代理人 住 所

氏 名

(利用者との関係: )